

都市再生推進事業制度要綱

第1編 総則

第1条 目的

この要綱は、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築するため、国が地方公共団体等に対し必要な助成を行う制度を確立し、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第1条の2 定義

1 都市再生推進事業

「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市再生総合整備事業
- 二 都市再生区画整理事業
- 七 まち再生総合支援事業
- 十 国際競争拠点都市整備事業

～略～

1.2 国際競争拠点都市整備事業

第1項第十号にいう「国際競争拠点都市整備事業」とは、都市の国際競争力強化を図るため、本要綱第11編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

本要綱第11編第1章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等の事業をいう。

二 国際競争流通業務拠点整備事業

本要綱第11編第2章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において実施される、次に掲げる調査又は事業をいう。

イ 促進計画策定調査

本要綱第11編第2章第24条の国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのた

めに必要となる調査

ロ 事業計画策定調査

本要綱第11編第2章第25条の国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査

ハ 拠点整備事業

本要綱第11編第2章第25条の国際競争流通業務拠点整備事業計画に位置付けられる国際競争力の強化、防災機能の向上及び都市環境の改善に資する流通業務拠点の整備に関する事業

ニ 調査・評価等事業

流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等を実施する事業

ホ 事務事業

事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業

～略～

第11編 国際競争拠点都市整備事業

第1章 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第23条 事業地区

国際競争流通業務拠点整備事業の事業地区は、次の一及び二に該当する地域をいう。

- 一 都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺地域（ただし、臨港地区及び臨港地区となることが予定される地区を除く。）
- 二 工業系用途地域内であり、かつ、水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3キロメートル以内の範囲に存する土地の区域

第24条 国際競争流通業務地域再生促進計画

- 1 都道府県は、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき主務大臣が定める「流通業務施設の整備に関する基本指針」を踏まえ、第23条の事業地区において、次に掲げる事項を記載した国際競争流通業務地域再生促進計画（以下「促進計画」という。）を策定することができる。
 - 一 対象地区及びその面積
 - 二 前号の地区における流通業務機能の改善及び向上に向けた取組の基本方針
 - 三 都市計画等における前項の地区の位置づけ
 - 四 流通業務機能の改善及び向上により期待される効果（流通業務拠点の高度化によるコスト低減等により特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏の国際競争力を強化する効果等）

五 その他必要な事項

- 2 促進計画を策定する場合にあっては、事前に国土交通大臣に協議しなければならない。
- 3 前各項の規定は、計画を変更する場合（別に定める軽易な変更を除く。）に準用する。

第 25 条 国際競争流通業務拠点整備事業計画

- 1 第26条第3項に定める補助対象事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業の施行者になることが見込まれる者は、単独で又は共同して、国際競争流通業務拠点整備事業計画（以下「事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 事業主体
 - 二 事業区域とその面積
 - 三 事業期間
 - 四 流通業務拠点の整備の概要（施設建築物については概略設計図を添付すること。）
 - 五 工程表
 - 六 第四号の整備の概算事業費（本事業の対象とする整備の概算事業費を明示すること。）
 - 七 資金計画（第四号に定める整備に関するものを含む。）
 - 八 防災機能の向上及び都市環境の改善に向けた取組に関する事項
 - 九 その他必要な事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。
 - 一 促進計画の地区内で実施されること。
 - 二 流通業務拠点整備による防災機能の向上及び都市環境の改善が確認されること。
 - 三 第26条第3項の要件に該当すること。
 - 四 概算事業費が妥当であること。
 - 五 資金計画が妥当なものとなっていること。
- 4 国土交通大臣は、第3項の規定により事業計画の認定をしたときは、地方公共団体及び申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第 26 条 補助対象事業

国際競争流通業務拠点整備事業の補助対象は、次の第1項から第5項に掲げる調査又は事業とする。

- 1 第1編第1条の2第12項第二号イに定める促進計画策定調査
- 2 第1編第1条の2第12項第二号ロに定める事業計画策定調査
- 3 第1編第1条の2第12項第二号ハに定める拠点整備事業のうち、次の各号に掲げる事業

一 都市再生土地区画整理事業

第3編第6条第1項第二号イに定める都市再生土地区画整理事業（流通業務機能の改善及び向上を図るべき地域において物流拠点の整備を推進するために施行するものに限る。）を対象とするが、第3編第6条の3第2項に定める施行地区要件は、以下に読み替えるものとする。

イ 第3編第6条の3第2項第一号に定める公共用地率に係る地区要件

公共用地率が20%未満であること。なお、公共用地率の算定は第3編第6条の3第2項第一号の定めに従うものとする。

ロ 第3編第6条の3第2項第二号ハに定める重点地区の要件

第3編第6条の3第1項第一号ハ（1）の要件を満たし、2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う地区であること。

二 大規模流通業務施設整備事業

2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う事業であり、公共施設（道路、公園、広場、緑地等）の整備を伴うものを対象とする。

三 交通施設整備事業

複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業を対象とする。

4 第1編第1条の2第12項第二号ニに定める調査・評価等事業

5 第1編第1条の2第12項第二号ホに定める事務事業

第27条 事業主体

1 前条第1項の調査は、都道府県が行う。

2 前条第2項の調査は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）が行う。

3 前条第3項第一号の事業は土地区画整理事業施行者が、前条第3項第二号および第三号の事業は民間事業者又は協議会が行う。

4 前条第4項又は第5項の事業は、民間事業者等が行う。

第28条 国の補助

1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、補助対象事業の費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して、補助対象事業の費用を補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その費用の一部を補助することができる。

都市再生推進事業費補助交付要綱

第 1 編 総 則

第 1 条 通則

都市再生推進事業費補助（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日総理府・建設省令第 9 号）、都市再生推進事業制度要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省経宅発第 37-2 号、都計発第 35-2 号、住街発第 23 号）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 1 条の 2 指導監督事務及び指導監督事務費

1 指導監督事務

都道府県知事は、都市再生推進事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）又は協議会に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う都市再生推進事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不適當である場合は、この率によらないことができる。

第 1 条の 3 補助金等の経理

1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明かにする帳簿を作成し、都市再生推進事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

～略～

第 2 章 国際競争流通業務拠点整備事業

第 18 条 補助金の交付対象等

補助金の交付対象及び補助金の額は、制度要綱第 11 編第 26 条に定める補助対象事業ごとに

次の各項に定めるところによる。

1 促進計画策定調査

- 一 制度要綱第24条に定める国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内とする。

2 事業計画策定調査

- 一 制度要綱第25条に定める国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

3 都市再生土地区画整理事業

- 一 制度要綱第26条第3項第一号に定める都市再生土地区画整理事業に要する費用を交付対象とする。なお、制度要綱第26条第3項第一号に定める読み替えを行うものとする。
- 二 国は、予算の範囲内において、土地区画整理事業施行者に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、制度要綱第3編第6条の5及び6の規定に従い、交付要綱第3編第6条の3第2項に定める額とする（ただし、交付要綱第3編第6条の3第2項第一号ワ及びヨ、第二号ロ、第三号の補助限度額における土壌汚染調査費及び第四号ホは対象外とする。また、同項第三号の補助限度額における浸水対策施設整備費は、附則の定めにかかわらず算定の対象とする。）。

4 大規模流通業務施設整備事業

- 一 2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）に係るランプウェイ、スロープ型の共用車路、共用エレベータ又は共同施設（緑地、広場、駐車場、共用通行部分、共用待機施設、避難設備、消火設備及び警報設備）の整備に要する費用を交付対象とする。なお、駐車場整備についてはその費用に4分の1を乗じて得た額を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

5 交通施設整備事業

【別添 2 - ②】

- 一 複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業に係る敷地内の交通広場（駐車施設、荷待ち施設、転回施設）及び通路の整備に要する費用を交付対象とする。
 - 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
 - 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。
- 6 調査・評価等事業
- 一 流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等の実施に要する費用（事務費を含む。）を交付対象とする。
 - 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者等に対し、前号に定める費用を補助することができる。
- 7 事務事業
- 一 事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業の実施に要する費用を交付対象とする。
 - 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者等に対し、前号に定める費用を補助することができる。
 - 三 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。
 - (ア) 事業計画策定調査及び拠点整備事業に要する費用を交付するための費用
 - (イ) 事務費
 - (ア) に掲げる費用の0.1%から3.0%までの範囲内において大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不適當である場合には、この率によらないことができる。
- 8 交付規程の承認
- 前項の事業を行おうとする者は、補助金の交付手続き等について、交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、変更する場合も同様とする。

～略～